

農地法第4条・第5条の規定による申請書の添付書類

		正 本	副 本 (本人控)	副 本 (農委控)	農 業 委員用
※	申請書 (◎は朱印を押したものの、○は白黒コピー)	◎	◎	◎	○
1	位置図 1/10,000～1/50,000 (道路地図、都市計画図など)	○	○	○	—
2	現況図 (申請地付近の現況を示す図面) (例、住宅地図 (住民氏名が記載された地図))	○	○	○	○
3	字絵図 (公図) ※法務局で証明されたもの (申請地周辺の地目・所有者を記載)	◎	○	○	○
4	建物又は施設の配置図 1/500～1/2,000 (面積、位置及び施設物間の距離を示す図面)	○	○	○	○
5	建物または施設の平面図 (寸法を記載)	○	○	○	○
6	土地登記簿謄本 ※法務局で証明されたもの	◎	○	○	—
7	住民票抄本 ※本籍地の記載があるもの (農地法第5条の転用事業者)	◎	○	○	—
8	法人の場合は法人登記簿謄本または定款 (原本証明)	◎	○	○	—
9	申請地が土地改良区の場合は意見書・同意書	◎	○	○	—
10	造成計画図及び排水計画図 (隣地承諾書の添付がある場合は不要)	○	○	○	—
11	用排水に関する同意書 (水利権利者) ※水利権者より同意が得られた旨、申請書に記載でも可	◎	○	○	○
12	事業実施および被害防除に関する誓約書	◎	○	○	—
13	代替地の検討結果 (非農地を含めた検討が必要)	○	○	○	○
14	資金証明書 (預金残高証明書、融資証明書、転用事業者名義の預貯金 通帳の写し等) ※原本の確認が必要	◎	○	○	—
15	一般住宅で転用面積500㎡以上の場合、その理由書	◎	○	○	○
16	植林の場合は造林計画書	◎	○	○	○
17	始末書または経緯書 (追認案件の場合)	◎	○	○	○
18	電力販売契約通知の写し (太陽光発電施設の場合)	○	○	○	—
19	経済産業省認定通知書の写し (太陽光発電施設の場合)	○	○	○	—
20	太陽光のカタログ・工事見積書の写し (太陽光発電施設の場合)	○	○	○	—
21	申請地に地役権が設定されている場合は同意書	◎	○	○	—
22	貸施設の場合、貸先が確定していることが確認できる書類	◎	○	○	—

※その他 関係機関への届出が必要になる場合がありますので、確認をお願いします。

- ・1,000㎡以上の土地開発 宅地造成事業協議書
- ・特定事業許可申請書 (中津川市埋立て等の規制に関する条例)
- ・森林法関係等

※ その他の添付書類が必要になる場合があります。

※ 一時転用申請の場合は、転用計画の事由欄に区域外から持ち込んだ土砂等の調達先とその内容及び農地への確実な復元を行う旨の内容を記載して下さい。

※ 申請書の締切日は原則毎月14日 (14日が休日の場合は休日前) です。

14日が平日であっても、締切日が前倒しとなる場合がありますので、必ず事前に確認ください。

※ 申請書を提出後は、申請地に看板 (農業委員会事務局にてお受け取り下さい) を設置し、担当委員に申請内容を必ず説明して下さい。